

専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への

新たな参加制度に関する現状と課題

(H 1 5 . 2 . 2 8)

知的財産戦略大綱

知的財産関連訴訟における機能の充実・強化を図るため、裁判官以外の専門家が裁判に参与して裁判官をサポートする訴訟手続への新たな参加制度の具体的な導入方策について、知的財産関連訴訟の特徴を踏まえつつ、裁判所調査官の役割の拡大・明確化等を含め、2004年末までに結論を得る。(司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)

司法制度改革審議会意見

東京・大阪両地方裁判所は、知的財産権関係事件の専門性にかんがみ、それぞれ専門部を設け、この種の事件の処理に精通した裁判官、技術専門家である裁判所調査官を配置して、専門的処理体制を整備してきたが、近時の知的財産権関係訴訟事件の増加に伴い(地方裁判所民事通常第一審新受件数は平成元年の331件から平成11年には642件に増加)、更にその専門的処理体制を拡充してきた(なお、東京・大阪両高等裁判所においても、専門的処理体制がとられている)。このような裁判所の体制強化等の結果、平均審理期間も短縮されてきている(地方裁判所民事通常第一審既済事件を見ると、平成元年の29.2か月から平成11年には23.1か月に短縮)。特に、専門的処理体制を拡充してきた東京・大阪両地方裁判所の平均審理期間は、他の地方裁判所に比べて短い上、その短縮傾向は顕著である(東京・大阪において、弁護士の専門化が進んでいるということも一因であろう。)(中略)

このような取組を踏まえ、知的財産権関係事件訴訟の更なる充実・迅速化を図るため、訴訟手続に関する制度的整備と併せて、裁判所の執務体制の整備・強化(中略)など、知的財産権関係事件に関わる人的基盤の強化等を図っていかねばならない。(中略)専門性が強化された裁判官や技術専門家である裁判所調査官の集中的投入、先端的技術的分野にも対応しうる専門委員制度の導入(中略)などにより、東京・大阪両地方裁判所の専門部の専門的処理体制を一層強化すべきである。これによって、両地方裁判所の専門部が実質的に「特許裁判所」として機能することになる。なお、東京・大阪両高等裁判所の専門的処理体制の強化の方策についても検討を加え、必要な措置を講じるべきである。

1 専門家が裁判官をサポートするための現行制度等

1) 裁判所調査官制度 (裁判所法第57条)

裁判所調査官とは 最高裁判所, 高等裁判所及び地方裁判所に置かれる特別職の職員で, 裁判官の命を受けて, 事件(地方裁判所では工業所有権・租税事件に限る)の審理及び裁判に関して必要な調査を行うことを職務とする。調査の対象は, 工業所有権関係事件の争点となる技術的事項全般である(法律学小辞典[第3版]有斐閣)。

裁判所法第57条(裁判所調査官)

最高裁判所, 各高等裁判所及び各地方裁判所に裁判所調査官を置く。
裁判所調査官は, 裁判官の命を受けて, 事件(地方裁判所においては, 工業所有権又は租税に関する事件に限る。)の審理及び裁判に関して必要な調査を掌る。

工業所有権関係事件の調査を担当させるため, 東京及び大阪所在の裁判所に調査官が配置されている。調査官の職務は, 自然科学及び工業所有権に関する専門的知識を用いて, 裁判官の指示により工業所有権関係事件の審理及び裁判に関して必要な調査を行い, 裁判官を補佐することにある(「工業所有権関係民事事件の処理に関する諸問題」(法曹会)303頁)。

東京・大阪の知的財産権訴訟の専門的処理体制(平成14年)

東京地裁 裁判官:3か部15人, 調査官:7人

大阪地裁 裁判官:1か部5人, 調査官:3人

(知的財産訴訟検討会資料5-6(平成14年12月24日最高裁判所事務総局行政局))

2) 鑑定 (民訴法第212条~218条, 特許法第71条の2)

民事訴訟法上, 裁判官の判断能力を補助させるために, 特別な学識経験者等からその専門的知識又はその知識を利用した判断を訴訟上報告させる証拠調べ(法律学小辞典[第3版]有斐閣)。

3) 調査の囑託 (民訴法第186条)

民事訴訟法上, 事実認定の資料を得るため証拠調べの補充として, 又は単に当事者の弁論を補充し訴訟関係を明確にするため, 裁判所が官庁・公署・学校・商工会議所・取引所その他の団体に対し必要な調査をして報告することを囑託すること(法律学小辞典[第3版]有斐閣)。

4) 専門委員制度 (法制審議会答申) 制度の内容は本資料20頁及び21頁に記載

専門的知見を要する事件の充実・迅速化を図るため, 裁判所が審理の過程において, 当該事案に適切な専門家を指名し, その専門家から専門的な知識経験に基づき意見を聴く等の関与を求めることができるものとする制度(法務省民事局参事官室「民事訴訟法改正要綱中間試案の補足説明」)。

2 知的財産関連訴訟に関する裁判所調査官制度の趣旨及び沿革

臨時司法制度調査会意見書 昭和三十九年八月

「裁判官は、事件の判断に直接関係のある事項について精力を集中すべきであって、付随的ないし派生的な事務から解放されることが、結局は裁判の質を向上させるに役立つのみならず、法律問題等について補助者にある程度の調査を行なわせることは、裁判の能率の点からいつて望ましい。むしろ、およそ裁判に関係する事項については、事件の判断にかかわりのない事項にいたるまで、すべて裁判官が自ら直接これに当たらなければならないとする考え方があるならば、これは裁判の質の向上及び能率の増進という見地から、深く反省されるべきであろう。そこで、このような見地から、裁判官の補助機構としての裁判所調査官及びその他の補助職員の充実策を検討しようとするものである。（中略）

地方裁判所には、現在、裁判所調査官は置かれていないが、特に工業所有権に関する事件、税法に関する事件、会社更生事件等の特殊の専門的知識又は特殊の計算等を必要とする事件は、一般に内容の複雑なものが多く、その審理期間も長期に及んでいるのが実情であり、これらの事件を処理する裁判官の負担はきわめて大きい。そこで、これらの事件の処理について、専門的、技術的な知識を有する者が裁判官の命を受けて必要な調査に当たり、裁判官の判断の資料を提供することは、裁判官の負担を軽減し、事件の能率的な処理を図る上において、有効適切な方策であると考えられる。」

昭和四十一年 裁判所法の一部を改正

地方裁判所に裁判官を補助する裁判所調査官を置くこととし、裁判官の命を受けて工業所有権または租税に関する事件の審理及び裁判に関して必要な調査をつかさどらせることとした。

裁判所法第57条

<改正前>

最高裁判所及び各高等裁判所に裁判所調査官を置く。

裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件の審理及び裁判に関して必要な調査を掌る。

<改正後>

最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所に裁判所調査官を置く。

裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件（地方裁判所においては、工業所有権又は租税に関する事件に限る。）の審理及び裁判に関して必要な調査を掌る。

改正前の高等裁判所の裁判所調査官については、東京高等裁判所において工業所有権に関する事件及び海難審判に関する事件の調査を行っていた。

3 知的財産関連訴訟に関する裁判所調査官の現状

1) 調査官の権限及び業務内容

「裁判所法逐条解説 中巻」 254～256頁(抜粋)

裁判所調査官の職務は「事件の審理及び裁判に関して必要な調査を掌る」ことである。

「審理及び裁判に関して必要な調査」とは、裁判所が審理及び裁判をする前提として準備すべき資料を収集、整理することをいう。

裁判の前提となるべき資料のうち、事実関係の資料は、裁判所の審理そのものにおいて提出されるのがたてまえであるから、この関係においては、裁判所調査官のすべきことは、せいぜい訴訟記録等に存する既存の資料の整理(争点の整理、複雑な計算関係の調整、訴訟関係の事実の整理など)にすぎず、裁判所調査官の収集、整理すべき資料は、それ以外のものが中心になってくる。

実際にいかなる資料の収集、整理が事件の審理及び裁判に関して「必要」かということは、具体的事案に即して考えるほかないが、(中略)工業所有権に関する事件や租税に関する事件等特殊事件にあっては、これら特別法について法律的分野のものほか、自然科学(中略)および技術の専門的分野についての資料の収集、整理がふくまれるであろう。

もとより、裁判所調査官の調査は、事件そのものに対する判断までふくむものでなく、判断そのものが、裁判官の職務であることは、いうまでもないが、たとえば、一定の判例又は学説等を具体的な事件に適用した場合、論理的にいかなる結論となるべきかの関連を整理、指摘することは、調査の範囲にふくまれるものといえよう。

これに反し、審理そのもの(たとえば証拠調)を、裁判所調査官においてすることができないことはいうまでもなく、その他訴訟手続上は、裁判所調査官は、なんらの職務権限を有しない。

「裁判所調査官制度の拡充に関する裁判所法の一部改正について」大西勝也
自由と正義 18巻5号 4頁

裁判所調査官の職務執行の具体的な方法は、結局は具体的な事件に即して考えるほ
かないが、これらの特殊事情について、ごく例示的に挙げれば次のようなことになる
うか。

- (イ) 訴状，起訴状その他関係人の提出する資料にもとづいて，専門的観点に立って，
論点を分析，整理し，争点を明確にし，釈明の資料を提供する。
- (ロ) 争点及び証拠の整理，証拠調の範囲，順序の決定等についての参考意見を述べる。
- (ハ) 証人，鑑定人等の供述のうち理解の困難な専門的用語等について説明を加え，な
お補充尋問をすべき事項，証拠について当事者から意見弁解を聞くべき事項等につ
いて参考意見を述べる。検証の着眼点について裁判官の注意を喚起し，目的物の取
扱い，操作等について補助し，検証物に関する当事者の説明について裁判官の理解
を助ける。
- (ニ) 判決書に別表として添付する図面，修正財務諸表等の作成について補助する。
- (ホ) 専門的分野の文献，資料を収集，整理し，裁判官がそれらについて調査研究する
にあたり，適宜質疑に応ずる。

裁判官が裁判所調査官の調査の結果を利用する関係は、いわば受訴裁判所の内部関
係であって、訴訟法上は、裁判官が既存の知識ないしみずから訴訟外で（たとえば読
書等によって）獲得した知識を利用するのと同視すべきものでありすべて裁判官の責
任においてなされる。裁判官は、裁判所調査官の調査の結果に拘束されるものではな
く、判断の資料として、自由に利用し、又は利用しないことができるのはいうまでも
なく、また必要に応じて再調査を命ずるべきである。

「工業所有権関係民事事件の処理に関する諸問題」法曹会 303頁

第2節 調査事務の具体的内容

調査官による調査の対象は、工業所有権関係事件の争点となる技術的事項全般であ
る。しかし、調査官として実際に配置されているのは機械、電気及び化学の分野の技
術専門家であるので、調査事項は実質上、特許、実用新案、電子計算機のプログラム
及び半導体集積回路の回路配置の分野に限られることになる。特許権関係事件を例に
採れば、その調査事項は、明細書（特許公報）記載の技術用語及び技術内容、出願当
時の技術水準、出願手続で表明された出願人の見解の技術的意味並びに侵害物件の技
術内容等である。鑑定の要否、鑑定事項の確定及び鑑定人の人選を判断するに先立っ
て、調査官から技術の分野での情報を得ておけば大いに参考になるう。

2) 訴訟手続の流れの中での調査官の関与

訴訟手続の流れ	裁判官	現行の調査官の関与
訴訟提起	訴状審査	・裁判官に対して特許発明の技術内容の概略説明
第1回口頭弁論 争点整理手続(弁論準備手続等)	訴訟指揮全般 証拠価値の判断 事実認定 法的判断	・専門的事項に関する要釈明事項について検討し, 裁判官へ資料を提供する ・裁判官に対して専門的事項に関する争点及び証拠の整理, 証拠調べの範囲, 順序の決定等について参考意見を述べる ・専門的文献, 資料の収集, 整理 ・専門的事項に関し裁判官からの質疑に 応える
証拠調べ		・裁判官に対して証人等の供述のうち専門用語等について説明する ・検証の着眼点等について裁判官の注意を喚起し, また裁判官の理解を助ける
和解の試み		
最終弁論		・書面又は口頭で裁判官に意見を申述(一定の判例又は学説等を具体的な事件に適用した場合, 論理的にいかなる結論となるべきかの関連を整理, 指摘することは, 調査の範囲に含まれる)
合議(評議)	評議	
評決	評決権	
判決	判決作成	・判決書に用いる図表等の作成

3) 現行の調査報告について

別紙1参照

4) 裁判所調査官の身分上の地位 (裁判所法逐条解説中巻 2 4 9 頁 ~)

- ア 特別職の国家公務員である(国家公務員法 2 条 3 項 1 3 号)。
- イ 任免及び勤務裁判所の指定は、最高裁判所みずから、裁判官会議により行う(裁判所法 6 4 条, 6 5 条, 裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則 2 条 6 項)。任命資格及び欠格条項については、一般の国家公務員に準ずる(裁判所職員臨時措置法)。任命されたときは、最高裁判所に配置された者は最高裁判所長官の面前、高等裁判所に配置された者は当該高等裁判所長官の面前、地方裁判所に配置された者は当該地方裁判所長の面前において、サービスの宣誓をすることを要する(裁判所職員のサービスの宣誓に関する規程 4 条)。
- ウ 給与は、裁判所職員臨時措置法の準用による一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表(一)による。
- エ 分限、懲戒、保障、服務等については、一般職の国家公務員の地位に準ずる(裁判所職員臨時措置法)。
- オ 裁判所調査官の在職は、一定の要件のもとに、最高裁判所の裁判官(裁判所法 4 1 条 2 項)又は高等裁判所長官、判事(同法 4 2 条 1 項 5 号)もしくは簡易裁判所判事(同法 4 4 条 1 項 4 号)の任命資格としての法曹の経験年数に通算される。

4 現行制度に対する産業界等からの意見

詳細は別紙 2

1) 専門家の権限の拡大について

専門家は、特許法及び技術に関して高い専門性を有する者とし、論点または証拠の整理を行うなど、審理・訴訟指揮に参加できるようにすべきである。さらには、特許の有効性判断、侵害判断等に関し、専門家の合議への参加も検討すべきである。

2) 専門家の透明性・中立性の確保について

ア 当事者の意見・反論の機会の付与について

専門家の報告書を当事者に開示し、当事者に意見・反論の機会を設けるべきである。

イ 透明性の確保について

現在の調査官制度は、その職責及び裁判官との関係、裁判官に対する影響の度合い、範囲などが訴訟当事者には不透明であるので、新たな専門家については透明性を高めるべきである。

ウ 中立性の確保について

専門家に関しては、当事者に、その公平性を保つために忌避権等を与え、

中立性を高めるべきである。

5 検討すべき事項

上記産業界等からの意見を踏まえると、知的財産関連訴訟において裁判官以外の専門家（調査官）が裁判官をサポートする新たな参加制度を検討するためには、次の項目について検討を行う必要があると考えられる。

知的財産関連訴訟において調査官が裁判官をサポートするということはどのような意味か。専門的な主張や証拠の提出を当事者の責任とする当事者主義の審理構造との関係でどう考えるべきか（特に侵害訴訟）。

を踏まえて、当事者主義の審理構造の中で、調査官の権限拡大についてはどうあるべきか。

調査官の透明性・中立性についてはどう考えるか。透明性・中立性の確保の方策についてはどう考えるか。

ないし を踏まえた調査官としてどのような者を活用すべきか（給源はどうあるべきか）

ないし を踏まえた調査官と専門委員との関係はどうあるべきか。

6 知的財産関連訴訟において調査官が裁判官をサポートすることの意味

1) 現行の裁判所調査官制度の趣旨

現行の裁判所調査官制度の趣旨については、「この種の事件の審理及び裁判の適正迅速化をはかるため」とされている（第51回国会衆議院法務委員会石井法務大臣答弁）。またこれについて、臨時司法制度調査会意見書（昭和39年8月）においては、「専門的、技術的な知識を有する者が裁判官の命を受けて必要な調査に当たり、裁判官の判断の資料を提供することは、裁判官の負担を軽減し、事件の能率的な処理を図る上において、有効適切な方策であると考えられる。」とされている。

2) 検討

そこで、調査官制度の検討の前提として、知的財産関連訴訟において調査官が裁判官をサポートすることの意味について確認をしておく必要があると思われる。具体的には、次の点である。

侵害訴訟は民事訴訟であり、当事者主義の審理構造をとる訴訟手続であ

るところ，この中で，主張・証拠の提出は当事者の責任においてなされるのであるから，専門的知見は当事者の側から訴訟に提出するのが原則であるとされるが，このことと調査官制度との関係をどう考えるか。

知的財産関連訴訟において調査官による調査は，どのように位置付けられるべきか。

知的財産関連訴訟において調査官による報告は，どのように位置付けられるべきか。

ないし の位置付けにより，調査官の裁判への関与の範囲（限界）がどのように画されると考えるべきか。特に，裁判官が裁判（判断）をすることとの関係はどうあるべきか。

7 裁判所調査官の権限の拡大

1) 産業界等の意見

「論点または証拠の整理を行うなど，技術に関する専門家が，専門技術的見地から裁判に積極的に関与することが不可欠。専門家としては，技術と法律の接点がある特許庁の審査官，審判官のさらなる活用を考えるべき。裁判所の専門訴訟対応能力の強化に資する新たな専門家制度を導入し，裁判所の人的基盤の強化に取り組むべき。さらには，専門家の合議制への参加も検討すべき。」（日本経済団体連合会）

「特許等侵害訴訟においては，裁判所において調査官が用いられていることから，これをそのまま専門委員とすることにより（またはこの制度を明確化し専門委員と同等の権限及び義務を付与し，これを専門委員に代わる機関として活用することにより），専門委員の供給源やその中立性の確保を含め，専門委員制度の採用による知財訴訟の円滑な運用を図るべきである。」（日本知的財産協会）

「特許法，特許制度の観点及び専門技術の観点から専門性の高い専門家（裁判所調査官の役割と権限の拡大による，もしくは新たに専門委員を設置，もしくは，専門委員と調査官の併用のいずれでも良い）を裁判官とともに審理に参加させることにより，特許権侵害訴訟に於ても，特許の有効性と技術侵害の問題という複雑な要素が入り組んだ知的財産権問題に特化できることを可能とすべき。侵害訴訟において，当該特許の有効性と技術範囲の審理にあたって，専門家が裁判官と同等に審理・訴訟指揮に参加できるようにすべきである。」（バイオインダストリー協会）

「明確なルールの下に専門的知見を有する者が現在の調査官より大きな役割が果たせるような制度を志向すべきである」（日本弁護士連合会）

「裁判所調査官の果たす役割を、少なくとも、裁判官による特許等が無効か否かの判断には、専門的立場から十分に関与できるように拡大し、そのことを明らかにすべきである。」(日本弁理士会)

「技術専門員は、単なる各裁判官の補助者ではなく、技術的知識、経験を要する事案の審理について、裁判所の合議体に参加する制度として採用し、事件当事者と意見交換ができる透明公正な制度とする。」(松尾和子弁護士)

2) 裁判官以外の者が期日への立会い、意見を述べる等の現行の制度

調査官

(少年審判) 家庭裁判所調査官は、裁判長の許可を得た場合を除き、審判の席に出席しなければならない(少年審判規則第28条第2項)。少年、保護者、付添人、家庭裁判所調査官、保護観察官、保護司、法務技官及び法務教官は、審判の席において、裁判長の許可を得て、意見を述べることができる(同規則第30条)。

(家事審判) 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、審判又は調停の期日に家庭裁判所調査官を出席させることができる。家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により出席した家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる(家事審判規則第7条の4)。

司法委員

裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる(民事訴訟法第279条第1項)。裁判官は、必要があると認めるときは、司法委員が証人等に対し直接に問いを発することを許すことができる(民訴法規則第172条)。

調停委員

民事調停委員は、調停委員会でいう調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う(民事調停法第8条第1項)。

参与員

審判は、特別の定めがある場合を除いては、家事審判官が、参与員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけで審判を行うことができる(家事審判法第3条第1項)。

3) 検討の方向性

知的財産関連訴訟における裁判所調査官の権限拡大については産業界等から多くのニーズがあるが、上記「6 知的財産関連訴訟において調査官が裁判官をサポートすることの意味」における検討を踏まえて、上記「3 知的財産関

連訴訟に関する裁判所調査官の現状」の「1) 調査官の権限及び業務内容」に記載されている現状の権限から、調査官の権限拡大を行うことについての必要性・妥当性についてどう考えるか。

例えば、主張・証拠の提出は当事者の責任においてなされるとする当事者主義の審理構造との関係、裁判官の専権事項との関係等についてどう考えるか。

また、現状でも、「裁判所調査官の調査は、事件そのものに対する判断までふくむものでなく、判断そのものが、裁判官の職務であることは、いうまでもないが、たとえば、一定の判例又は学説等を具体的な事件に適用した場合、論理的にいかなる結論となるべきかの関連を整理、指摘することは、調査の範囲にふくまれるものといえよう。」(裁判所法逐条解説中巻255頁)と解されていることとの関係についてはどう考えるか。

4) 具体的方策案

5頁の(イ)～(ホ)に示した役割と、次の、の役割の組み合わせが考えられる。

：裁判官の命を受けて、期日に立ち会い、以下の権限を有するものとする。

裁判官に対し専門的な知見に基づく意見を陳述すること

当事者に対し釈明を求めること

当事者、証人及び鑑定人に対して直接発問すること

：裁判の評議に参加し、参考意見を口頭又は書面で述べるものとする(評決権を有さずその意見は裁判官を拘束しない。)

裁判官をサポートする訴訟手続への新たな参加制度としての裁判所調査官の権限拡大については、上記に列挙した権限以上にさらに拡大すべきとの意見がありうるが、これについては第7回知的財産訴訟検討会において「知的財産訴訟のあり方」の議論の中で検討することとし、ここでは検討を留保することとしたい。

5) 検討

ア 方策案の検討

現在、事実上一部の裁判体で当事者の同意のもと実施されているものを、一定の要件のもとで、法律上の根拠を与えて、専門家の権限をより明確にしたもの。産業界から提言されている裁判所の専門訴訟対応能力の強化に資するというメリットがある。

イ 上記及びの各権限を認めるべきかどうか

裁判所調査官の権限拡大として上記 及び のように，裁判官の命を受けて，期日に立ち会い，

- a 裁判官に対し専門的な知見に基づく意見を陳述することについてどうか。
- b 当事者に対し釈明を求めることについてどうか。
- c 当事者，証人及び鑑定人に対して直接発問することについてどうか。
- d 裁判の評議に参加し，参考意見を口頭又は書面で述べるものとする（判決権を有さずその意見は裁判官を拘束しない。）ことについてどうか。

ウ 権限拡大の具体的なあり方についてどう考えるか

裁判官に対する専門的知見に基づく意見陳述の範囲について
上記イ a の権限拡大が認められた場合，その範囲はどうか。

- a 特許発明，被告製品，先行技術等を理解する上で前提となる技術的事項に限られるか。
- b 被告製品等の技術内容や特許発明の技術的範囲の認定に及ぶか。
- c 被告製品等と特許発明の技術的範囲との対比に及ぶか。
- d 特許無効の理由の有無の判断に及ぶか。
- e 関連事項全般に及ぶか。

当事者に対する求釈明について

上記イ b の権限拡大が認められた場合，その範囲はどうか。

- a 特許発明，被告製品，先行技術等を理解する上で前提となる技術的事項に限られるか。
- b 被告製品等の技術内容や特許発明の技術的範囲の認定に及ぶか。
- c 被告製品等と特許発明の技術的範囲との対比に及ぶか。
- d 特許無効の理由の有無の判断に及ぶか。
- e 関連事項全般に及ぶか。

当事者，証人及び鑑定人に対する発問について

上記イ c の権限拡大が認められた場合，その範囲はどうか。

- a 特許発明，被告製品，先行技術等を理解する上で前提となる技術的事項に限られるか。
- b 被告製品等の技術内容や特許発明の技術的範囲の認定に及ぶか。
- c 被告製品等と特許発明の技術的範囲との対比に及ぶか。
- d 特許無効の理由の有無の判断に及ぶか。
- e 関連事項全般に及ぶか。

裁判の評議に対する参考意見について

上記イ d の権限拡大が認められた場合，その範囲はどうか。

- a 特許発明，被告製品，先行技術等を理解する上で前提となる技術的事

- 項に限られるか。
- b 被告製品等の技術内容や特許発明の技術的範囲の認定に及ぶか。
 - c 被告製品等と特許発明の技術的範囲との対比に及ぶか。
 - d 特許無効の理由の有無の判断に及ぶか。
 - e 関連事項全般に及ぶか。

8 透明性・中立性の確保

1) 産業界等の意見

<p>「一般的には専門家といえども，裁判で問題になっている技術に対する知識・理解についていえば，当事者のそれには及ばないであろうという認識がある。従って，程度の差こそあれ，論点になっている部分について判断するに必要な知識を得るためには，専門家であっても何らかのサポートが必要であると考えられる。そのためには，両当事者が当該技術に関する共通理解までは専門家を導くことが望ましい。専門家意見に対して当事者の反論を認めるということは，そのような議論を通じて，専門家を両当事者が拠って立つべき正確な技術的前提へ導くことになるという効果がある」 (日本知的財産協会)</p>
<p>「専門家(専門委員等)に関しては，裁判開始時に，原告及び被告の双方に，その公平性を保つために忌避権を与える。」(バイオインダストリー協会)</p>
<p>「専門委員の権限の範囲とともに，調査官と専門委員の役割と義務を明確にすることが必要であると思われる。(中略)専門委員のみ中立性・公平性(手続きの透明化等)を課されても，調査官が現在のままでは，果たして全体として中立性・公平性が保証されたとは言いがたいと考える。」(日本製薬工業会)</p>
<p>「両当事者が高度の専門的知見を有する知的財産権事件については，調査官制度の透明性を高め，さらには明確なルールの下に専門的知見を有する者が現在の調査官より大きな役割を果たせるような制度を志向すべきである。」(日本弁護士連合会)</p>
<p>「裁判所調査官の事件への関与の実態の透明化が図られるべきである。訴訟当事者にとって，裁判所調査官は，裁判所法第57条第2項に規定された者以上でなく，各事件へ関与の実態は見えない。」(日本弁理士会)</p>
<p>「現在の調査官制度は，特に地方裁判所レベルにおいては，その職責及び裁判官との関係が不透明であり，調査官の技術的見解の内容，裁判官に対する影響の度合い，範囲などが訴訟当事者にはブラックボックスである。」(松尾和子弁護士)</p>

2) 検討の方向性

知的財産関連訴訟における裁判所調査官の透明性・中立性の確保が産業界等から求められているが、裁判官の補助者であり常勤の裁判所職員である調査官に限って、その透明性や中立性を問題にすることについてどう考えるか。さらに、適正迅速な審理、評議の秘密、当事者の手続保障との関係等についてどう考えるか。

例えば、適正迅速な審理との関係では、透明性の確保等の手続のために、無用な審理の混乱や遅延をもたらさないこと（たとえば、訴訟の終局段階になって、調査官の報告内容を開示することにより争点が拡大すると確実に審理遅延につながる懸念があること）についてどう考えるか。

評議の秘密との関係では、調査官の権限を拡大して合議への意見表明等を認めるのであれば、意見表明権等の権限と、透明性確保の方法としての意見の開示が、判断の事前開示となって裁判実務上矛盾して混乱を来さないように配慮する必要がある点をどう考えるか。

当事者の手続保障との関係では、専門委員と調査官との性格上の違いを踏まえたものであること（たとえば、専門委員は外部の専門家を一時的に活用するものであるため厳格な手続的規制が必要だが、調査官は裁判所の職員として手続に関与する点で異なること）についてどう考えるか。

また、当事者に忌避権等を付与することで手続保障は図られるとすることについてどう考えるか。

そこで、以上を踏まえて、次の3点に分けて、検討することとしたい。

透明性・中立性の観点から調査官はどうあるべきか。

透明性・中立性の観点から調査官の調査はどうあるべきか。

透明性・中立性の観点から調査官の報告はどうあるべきか。

3) 具体的方策案

透明性・中立性の観点から調査官はどうあるべきか。

A案：除斥，忌避，回避の規定を適用する。

B案：調査官が当事者の求めに応じて自己の専門性について開示する。

C案：A案とB案の組み合わせとする。

透明性・中立性の観点から調査官の調査はどうあるべきか。

A案：調査官の調査範囲に何らかの制限を設ける。

B案：特に制限を設けない。

透明性・中立性の観点から調査官の報告はどうあるべきか。

- 1) 調査官の報告（口頭）の透明化

A案：調査官が裁判官に報告する際に当事者が立ち会う機会を設ける。

B案：口頭弁論又は弁論準備手続の期日において，裁判官の立会いのもと，調査官が自己の判断を当事者に開示し，調査官と当事者が意見交換を行う機会を設ける。

C案：当事者の立会いや意見交換の機会を設けない。

- 2) 報告書の開示と当事者からの意見・反論の機会

調査官が裁判官から報告書を作成するように命じられた場合には，その報告書につき，次の取扱いとすることについてどのように考えるか。

A案：当事者に開示し，当事者が意見・反論を述べる機会を設ける。

B案：報告書の中の技術的部分に限り当事者に開示し，当事者が意見・反論を述べる機会を設ける。

C案：暫定的な中間報告書を開示し，調査官の判断を示すことで，当事者が意見・反論を述べる機会を設け，意見・反論を聞いた結果作成した報告書は非開示とする。

D案：判決の理由中で報告書の要旨を開示し，又は判決に報告書を添付する。

E案：裁判官の裁量により当事者に開示する。

F案：開示しない。

4) 検討

透明性・中立性の観点から調査官はどうあるべきか。

(各案について)

ア 現行の調査官は特別職の国家公務員であり，常勤の裁判所職員であることから，中立性についてはすでに担保されており，この観点から，新たに担保すべきは透明性だけであるとする考え方についてはどう考えるか。

イ 調査官の中立性についても担保する必要があるためには，調査官に対して，除斥，忌避，回避の規定を適用するとする考え方（A案）についてはどう考えるか。

これにより，特許庁から出向している者は自らが審決等をした事件について，弁理士から採用された者は自らが代理をした事件について，それぞれ担当することができないとすること，さらには，侵害訴訟において，同一事件の一審と二審で同じ調査官が担当できないとすることを制度的に保障することについて，どう考えるか。

ウ 調査官が自己の専門性について当事者の求めに応じて開示すること（B案）についてどう考えるか。仮に開示するとした場合，その範囲についてはどう考えるか。氏名，経歴，専門分野等か，さらには過去に取

り扱った事件までとするか。

透明性・中立性の観点から調査官の調査はどうあるべきか。

(各案について)

例えば調査官が、自己の前職の職務上知った当事者に関する特別な事情を裁判官に伝えること、侵害訴訟において当事者の主張しない特許の無効理由について調査すること、他方当事者が欠席した期日において一方当事者に対して釈明を求めること等について何らかの制限を設けるなど、調査官の調査方法について、透明化・中立化するという観点から、何らかの制限の規定を設けること（A案）についてどう考えるか。

透明性・中立性の観点から調査官の報告はどうあるべきか。

ア 前提として、報告のあり方（報告の方法と時期）についてはどのように考えるべきか。

報告は、書面で行うのがよいか、口頭で行うのがよいか、また、審理の各段階で行うのがよいか、審理の最終段階で行うのがよいか。あるいは、事案に応じて審理の適宜の段階で書面又は口頭で行うのがよいか。

イ - 1) 調査官の報告（口頭）の透明化に関する各案について

a) 裁判官の補助者である調査官が、調査結果を裁判官に報告する際に、調査官の関与の過程を当事者にとって透明化するという観点から、当事者の立会いが必要であるという考え方（A案）についてどう考えるか。

調査官の調査は、裁判官が自分で調査することの代替であるという観点からは、調査官の関与の過程は裁判官自らの調査の一部である以上、必ずしも、関与の一部始終を明らかにしたり、調査の結果を報告する際に当事者を立ち会わせたりしなければならないものではないという考え方についてはどう考えるか。

また、当事者の立会いは当事者の攻撃防御のための準備と考えられるところ、同様の理由から、関与の一部始終や調査の結果は当事者の攻撃防御の対象としなければならないというものではないという考え方についてはどう考えるか。

さらに、調査結果の報告が必要に応じて随時口頭で簡易に行われる場合、その都度当事者の立会いを必要とすることは実務上現実性に欠けるという考え方についてはどう考えるか。

b) 口頭弁論又は弁論準備手続の期日において、裁判官の立会いの

もと、調査官が、裁判官に自己の見解を報告する前に、自己の判断を当事者に開示し、意見交換を行う機会を設けること（B案）についてどう考えるか。すなわち、当事者との意見交換を通じ、調査官が自分の判断を見直す契機となり、裁判の内容の適正が図られうるとの考え方についてどう考えるか。

この場合、意見交換の機会を設けることにより審理遅延をきたす可能性があり、意見交換の場に出される調査官の意見によっては裁判官が採用しない調査官の見解が含まれることもありうるため、これに対して当事者が意見・反論すれば不要な争点が拡大する可能性がある点について、また判断の事前開示となって裁判実務上矛盾して混乱を来さないように配慮する必要がある点について、どう考えるか。

ウ - 2) 報告書の開示と当事者からの意見・反論の機会に関する各案について

- a) 調査官が裁判官に命じられて報告書を作成した場合、この報告書を開示し、当事者が意見・反論を述べる機会を設けるという考え方（A案）についてはどう考えるか。

この場合、当事者が意見・反論を述べる機会を設けることで、調査官が自分の判断を見直す契機となり、裁判の内容の適正が図られうるとする一方で、意見・反論を述べる機会を設けることにより審理遅延をきたす可能性があるという点についてはどう考えるか。

また、この場合、開示される内容によっては裁判官が採用しない調査官の見解が含まれることもありうるため、これに対して当事者が意見・反論すれば不要な争点が拡大する可能性がある点について、どう考えるか。

- b) 調査官の報告書は評議のための資料であり、これを当事者に開示することは、評議を当事者に開示することと等しいとも考えられるため、裁判所法75条に規定する評議の秘密の保持に反するという考え方についてどう考えるか。

当事者に開示しない場合には、調査官が専門的事項に関し誤った報告をし、誤った前提に基づいて評議や判決がされる可能性があるとの危惧に対しては、どう考えるべきか。

- c) 報告書の開示は、当事者の主張の整理や技術的事項についての解説の部分に限って開示することで、技術的部分に関し、調査官が自分の判断を見直す契機となり、裁判の内容の適正が図られるとし、調査官の意見にわたる部分については開示しないという考え方（B案）についてはどう考えるか。

この場合、「技術的部分」をどう考えるべきか。

- ・特許発明，被告製品，先行技術等を理解する上で前提となる技術的事項に限られるか。
- ・被告製品等の技術内容や特許発明の技術的範囲の認定に及ぶか。
- ・被告製品等と特許発明の技術的範囲との対比に及ぶか。
- ・特許無効の理由の有無の判断に及ぶか。

d) 報告書の開示は，まず暫定的な中間報告書を開示し，調査官が判断を示すことで，当事者が意見・反論を述べる機会を設け，意見・反論を聞いた結果に基づいて改めて作成した報告書は，評議の用に供するものとして，非開示とすること(C案)についてはどう考えるか。この場合，調査官が報告書を書き直す必要が生じるため，調査官の業務負担が増える点をどう考えるか。

e) 調査官が裁判官から命じられて報告書を作成した場合，判決前には報告書は開示しないが，当事者が控訴するか否かを判断する材料として判決の理由中で報告書の要旨を開示すること又は判決に報告書を添付すること(D案)についてどう考えるか。

この場合，報告書又はその要旨を判決後に開示するため第一審段階での審理遅延は生じないが，控訴審における審理が長期化する可能性がある点についてどう考えるか。

f) 報告書は，裁判官の裁量により当事者に開示する(E案)とする考え方についてはどう考えるか。

g) 報告書の開示によって生じる問題を考慮し，報告書を開示しない(F案)とする考え方についてはどう考えるか。

また，調査官と当事者の意見交換の場を設けることで，報告書を開示する必要性はないとする考え方についてはどう考えるか。

9 専門家としてどのような者を活用すべきか(給源)

1) 産業界等の意見

「専門家としては，技術と法律の接点がある特許庁審査官，審判官のさらなる活用を考えるべき。」(日本経済団体連合会)

「特許法，特許制度の観点及び専門技術の観点から専門性の高い専門家(中略)を裁判官とともに審理に参加させる(中略)イ)特許庁審判官経験者もしくは，審判官の派遣 ロ)各専門分野に詳しい弁理士等 八)各企業でそれぞれの専門分野特許出願・訴訟に携わったことのある経験者(但し中立性の確保された)が，推奨される」(バイオインダストリー協会)

「供給源は，特許庁，研究所，企業，弁理士，弁護士から広く求める。」(松尾和子弁護士)

2) 具体的方策案

A案：特許等の審査・審判の実務経験が豊富な特許庁審査官・審判官を活用する。

B案：A案に加え，さらに技術等に詳しい弁理士，弁護士を活用する。

C案：A案又はB案に加え，さらに研究所の技術者，企業の技術者を活用する。

D案：A案，B案又はC案に加え，企業の知財部員等を活用する。

3) 検討

(A案について)

ア 知的財産権法の知識，特許等の実務経験があれば，侵害判断，無効理由の有無の判断に関しても裁判官をサポートできることについてどう考えるか。

イ 特許等の対象となる技術分野が多岐にわたることを考慮すると，すべての技術分野に対応できる保障がないため，特定の技術（最先端技術等）についてのサポートが不十分になりうることについてどう考えるか。

(B案について)

ウ A案に対してさらに給源を広げる案であるが，知的財産権法の知識，特許等の実務経験があれば，侵害判断，無効理由の有無の判断に関しても裁判官をサポートできるということについてどう考えるか。

エ 特許等の対象となる技術分野が多岐にわたることを考慮すると，すべての技術分野に対応できる保障がないため，特定の技術（最先端技術等）についてのサポートが不十分になりうることについてどう考えるか。

オ 中立性の確保，能力担保の措置等の必要性についてどう考えるか。

(C案について)

カ 特定技術への深い知識と理解力を有する者が活用できれば，技術的な側面から先端技術に関する事件に対応できることについてどう考えるか。

キ 知的財産権法に関する知識，特許等に関する実務経験がなければ，侵害判断，無効理由の有無の判断が難しく，裁判官のサポートが不十分になることについてどう考えるか。

ク 現在検討されている専門委員との役割の区別がつきにくいことについてどう考えるか。

ケ あらゆる技術に対応するためには数多くの人を選任する必要があるが

實際上困難であることについてどう考えるか。

コ 特定技術に深い知識を有する者を給源としてどれ程の人数を確保できるか予想しづらいことについてどう考えるか。

サ 中立性の確保，能力担保の措置等の必要性についてどう考えるか。

(D案について)

シ 知的財産権法の知識，特許等の実務経験があれば，侵害判断，無効理由の有無の判断に関しても裁判官をサポートできることについてどう考えるか。

ス 特許等の対象となる技術分野が多岐にわたることを考慮すると，すべての技術分野に対応できる保障がないため，特定の技術（最先端技術等）についてのサポートが不十分になりうることについてどう考えるか。

セ 中立性の確保，能力担保の措置等の必要性についてどう考えるか。

10 専門委員との関係はどうあるべきか

1) 専門委員制度要綱

第三 専門訴訟への対応の強化

一 専門委員

1 専門委員の関与

(一)(1) 裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができるものとする。

(2) (1)により裁判所が専門委員から説明を聴く場合には、裁判長は、専門委員に、書面により、又は当事者双方が立ち会うことができる期日において口頭で、説明をさせることができるものとする。

(二)(1) 裁判所は、証拠調べを行うに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日に立ち会わせて専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができるものとする。

(2) (1)により証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人質問の期日に専門委員を立ち合わせる場合には、裁判長は、当事者の同意を得て、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするために必要な事項につき、専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発することを許すことができるものとする。

(三) 裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者

の同意を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に關与させることができるものとする。

2 電話会議システムの利用

1により専門委員を手続に關与させる場合において、裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方と専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法を利用することができるものとする。

3 専門委員の關与の裁判の取消し

裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、1による専門委員を手続に關与させる決定を取り消すことができるものとする。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならないものとする。

4 専門委員の指定

(一) 裁判所は、当事者の意見を聴いて、手続に關与させるべき専門委員を指定するものとする。

(二) 専門委員の員数は、各事件について一人以上とするものとする。

5 専門委員の除斥・忌避

(一) 第二十三条及び第二十四条の規定は、専門委員について準用するものとする。

(二) 専門委員の除斥又は忌避については、6により定められる専門委員の所属する裁判所が、決定で、裁判をするものとする。

(三) 除斥又は忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

(四) 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(五) 除斥又は忌避の申立てがあったときは、裁判所は、その申立てについての決定が確定するまでその専門委員を手続に關与させることができないものとする。

6 専門委員の任免及び手当等

専門委員の任免及び手当等の在り方について、所要の規定の整備をするものとする。

2) 知的財産関連訴訟における専門委員についての産業界等の意見

特許等侵害訴訟においては、裁判所において調査官が用いられていることから、これをそのまま専門委員とすることにより（またはこの制度を明確化し専門委員と同等の権限及び義務を付与し、これを専門委員に代わる機関として活用することにより）、専門委員の供給源やその中立性の確保を含め、専門委員制度の採用による知財訴訟の円滑な運用を図るべきである。（日本知的財産協会）

専門委員の権限の範囲とともに、調査官と専門委員の役割と義務を明確にすることが必要であると思われる。(日本製薬工業協会)

(2) 専門委員について

1) 専門委員の活用

改正民事訴訟法により導入される予定の「専門委員」を、知的財産訴訟の特殊性に鑑み、その知見が一層活用される制度を構築すべきである。

全件関与：知的財産権事件は専門性が高いので、民訴法の例外として、原則として全ての事件に専門委員をつけることが必要である。(中略)

証拠調べ・和解への原則関与：知的財産権事件においては、論点及び証拠の整理に加えて、証拠調べ期日及び和解を試みる際に、原則として専門委員を立ち合わせる事、専門委員の証人、当事者本人又は鑑定人に対する発問を原則として許可するようにすべきである。(日本弁理士会)

3) 専門委員、現行の調査官及び権限が拡大された調査官の権限の異同

	専門委員	現行の調査官	権限拡大後の調査官 注) 11頁の権限拡大がいずれも認められた場合の例
争点整理手続	裁判所は、当事者の意見を聴いて、説明を聴くために専門委員を手続に関与させ、また書面により、又は期日において口頭で、説明をさせることができる。	規定はないが、期日の立ち会い、発問及び求釈明について、一部の裁判体で事実上実施	期日において、意見陳述、求釈明及び発問ができる
証拠調べ	裁判所は、当事者の意見を聴いて、説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。また裁判長は当事者の同意を得て、専門委員が証人等に問いを発することを許すことができる。		
和解の試み	裁判所は、当事者の同意を得て、説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。		
評議への参加	できない	できない	できる(但し裁判官の判断を拘束しない)

4) 具体的方策案

知的財産関連訴訟において、権限拡大された調査官と専門委員との関係をどのように考えるか。

審理への関与

A案：調査官は、審理に原則として関与する。

専門委員は、必要に応じて審理に関与する。

B案：調査官も専門委員も原則として審理に関与する。

C案：事案によって調査官のみが関与、専門委員のみが関与又は両者が関与する。

要求される専門性の範囲

A案：調査官に要求される専門性は、技術的知見及び特許等の法律上の判断に関する範囲とする。

専門委員に要求される専門性は、技術（調査官では対応が困難な専門性の高い技術）的知見に関する範囲とする。

B案：調査官及び専門委員に要求される専門性は、技術的知見及び特許等の法律上の判断に関する範囲とする。

5) 検討

(A案について)

ア 裁判所の常勤職員である調査官は現行通り原則として事件に全件関与することとし、専門委員は必要に応じて関与するという案であるが、両者の権限の違いがより明確になることについてどう考えるか。

イ 調査官の権限が拡大されかつ全件関与が原則となると、調査官の負担が増大することについてどう考えるか。

(B案について)

ウ 調査官と専門委員の両者が事件に全件関与とする案であるが、複数の専門家が関与することになるので、より深い専門的な分析を行うことについてどう考えるか。

エ 両者の役割が比較的不明確になることについてどう考えるか。

オ 全件関与するだけの専門委員の給源についてどう考えるか。

(C案について)

カ 事案によって調査官は関与せず専門委員のみが関与する場合があるとする案であるが、事案に応じていろいろな対応がとれるため柔軟性が高いことについてどう考えるか。

キ 専門委員のみが関与する場合があるため、調査官の負担が軽減されることについてどう考えるか。

ク 専門委員のみが関与する場合は、裁判官の負担が増える可能性がある

ことについてどう考えるか。

(A案)

ケ 専門委員は、調査官では対応が困難な技術分野（例えばライフサイエンス、情報通信等）について、専門的な知見に基づく説明をする役割とする案であるが、両者の役割の区別が明確になることについてどう考えるか。

コ 専門委員として技術専門家を供給できるような給源（大学、研究所、企業等）が必要となることについてどう考えるか。

(B案)

サ 調査官と専門委員に要求される専門性の範囲を特に区別せず同じとする案であるが、同じ専門的知見を有する専門家の層が厚くなりうることについてどう考えるか。

シ 両者の役割の違いが不明確になることについてどう考えるか。

現行の調査報告の諸形態

口頭による報告

訴状や準備書面が提出されたが内容に不明瞭な点があり、これを明確にしたい場合などに、裁判官が調査官室に出向いたり、他の案件のついでに尋ねるなどして随時適宜の方法、場所において行う。

簡易メモによる報告

(サンプルA)

訴状や準備書面が提出されたが内容に不明瞭な点があり、これを明確にしたいが、図や絵を利用して説明を求めた方が分かりやすい場合などに、例えば、メモ用紙等を利用して適宜、図などを書きながら説明する。

専門的文献のコピーにラインマークや書き込み等を施した書面による報告

(サンプルB)

文献調査が必要である場合に、文献のコピーをとってラインマーカーで線を引いたり、分かりにくい場合に多少の説明を加えたりして説明する。

技術用語説明書による報告

(サンプルC)

準備書面等に不明な専門技術用語等が出てきた場合などに、技術用語の概念の関係を示した表を作成するなどして説明する。

特定の論点についての報告書による報告

(サンプルD)

裁判官が、その心証を前提に、ある特定の技術的事項に関する争点についての検討をする必要がある場合などに、その争点に限って書面で技術的見地からの調査報告をする。

総括的な報告書による報告

(サンプルE)

裁判官が、審理の終盤に、その心証を前提に、技術的事項に関する争点についての全般的な検討をする必要がある場合などに、書面で調査報告をする。

(別紙2)

現行制度に対する産業界等からの意見

【日本経済団体連合会】

(「産業協力強化のための知的財産訴訟の充実・迅速化について」2002年11月18日 知的財産訴訟検討会資料1より)

「専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続きへの新たな参加制度について

- ・特許等の侵害訴訟においては、技術的な論点を知的財産権法の要件に適用しなければならず、技術的な要素と法律的な要素が密接不可分の関係にあるという特徴が存在。
- ・したがって、論点または証拠の整理を行うなど、技術に関する専門家が、専門技術的見地から裁判に積極的に関与することが不可欠。
- ・専門家としては、技術と法律の接点がある特許庁の審査官、審判官のさらなる活用を考えるべき。
- ・裁判所の専門訴訟対応能力の強化に資する新たな専門家制度を導入し、裁判所の人的基盤の強化に取り組むべき。
- ・さらには、専門家の合議制への参加も検討すべき。」

【日本知的財産協会】

(「知財訴訟の迅速かつ適切な解決に向けての提言」2002年11月18日 知的財産訴訟
検討会資料2より)

「裁判所の組織体制の確立

専門性・透明性の確保が不十分

- ・技術裁判官の不存在
- ・調査官の役割が不明確

目指すべき方向性：裁判の専門性の確保

専門性・透明性確保の方策

- ・裁判官の増員，育成（技術裁判官の育成）
- ・調査官の役割の明確化，裁判官に対する補佐内容の当事者への開示と
反駁機会の確保」

(「知財訴訟への対応強化についての要望」2002年3月5日より) (専門委員制度に
対する意見として)

「(3) 専門委員の中立性の確保と調査官制度との融合

・特許等侵害訴訟における専門委員の供給源としては，中立性の確保の観点から特許庁
の審判官が望ましいと考える。また，専門委員として任用する場合には，裁判所の職員
としてその身分が保証されるべきである。

・なお，既に特許等侵害訴訟においては，裁判所において調査官が用いられていること
から，これをそのまま専門委員とすることにより（またはこの制度を明確化し専門委員
と同等の権限及び義務を付与し，これを専門委員に代わる機関として活用することによ
り），専門委員の供給源やその中立性の確保を含め，専門委員制度の採用による知財訴訟
の円滑な運用を図るべきである。これにより，この分野での実務上の齟齬を最小限にと
どめることができると考える。」

「(2) 付言 - 専門家に対する当事者のサポートについて

・本要望書の1及び2において，当事者による専門家意見への反論の機会を求めること
の背景には，一般的には専門家といえども，裁判で問題になっている技術に対する知識・
理解についていえば，当事者のそれには及ばないであろうという認識がある。従って，
程度の差こそあれ，論点になっている部分について判断するに必要なかつ十分な知識を得
るためには，専門家であっても何らかのサポートが必要であると考え。そのためには，
両当事者が当該技術に関する共通理解までは専門家を導くことが望ましい。専門家意見
に対して当事者の反論を認めるということは，そのような議論を通じて，専門家を両当
事者が拠って立つべき正確な技術的前提へ導くことになるという効果がある」

【バイオインダストリー協会】

(「司法制度改革推進本部知的財産検討会に対する意見」2002年11月18日 知的財産
訴訟検討会資料3より)

「2) 専門訴訟における特許訴訟の特異性

通常の医療訴訟等の専門訴訟と異なり、技術の専門性とともの特許の専門性の判断も要求される。

民事訴訟における有効・無効判断における、専門的見地からの特許法的、専門技術的見地からの判断の困難さ(特に最先端技術分野)

「2) 裁判所調査官の役割の拡大、専門委員制度

特許法、特許制度の観点及び専門技術の観点から専門性の高い専門家(裁判所調査官の役割と権限の拡大による、もしくは新たに専門委員を設置、もしくは、専門委員と調査官の併用のいずれでも良い)を裁判官とともに審理に参加させることにより、特許権侵害訴訟に於ても、特許の有効性と技術侵害の問題という複雑な要素が入り組んだ知的財産権問題に特化できることを可能とすべき(医療等の他の専門訴訟との区別をすべき)。

専門家について(専門委員・拡大された調査官制度)

特許庁審判部に準じて、専門分野の充実した知識で、技術内容についての審理を可能とすべき。

特許庁審判部が専門分野(22部門)を抱えるように、最低限裁判所にもその分野数の専門家を配置すべきである。

これら専門家を東京・大阪地裁及び東京高裁に配備するとともに、東京高裁のCAFC化を積極的に推進すべき。

究極として、特許専門裁判所を設立すべきである。

無効審判・訂正審判が併合された審理 審決取消訴訟に於ける審理
最低限2人の専門家が審理に参加すべきである(有効・無効の判断の確実性増大)
このうち1人の専門家は特許庁審判官経験者もしくは審判官からの派遣とすべき(判断の統一性と正確性の確保)

専門家(専門委員等)の資格

上記のごとく、各分野の専門性に精通したものであり、

イ) 特許庁審判官経験者もしくは、審判官の派遣

ロ) 各専門分野に詳しい弁理士等

ハ) 各企業でそれぞれの専門分野特許出願・訴訟に携わったことのある経験者(但し中立性の確保された)

が、推奨される。なお、いずれの場合でも、転籍とし、身分の独立性を担保すべきである。

ニ) 専門家は裁判官の任命によるものではなく、当事者からの申し立てとすべき。

専門家（専門委員等）の権限

侵害訴訟において、当該特許の有効性と技術範囲の審理にあたって、専門家が裁判官と同等に審理・訴訟指揮の参加できるようにすべきである。

専門家と裁判の公平性の確保

専門家（専門委員等）に関しては、裁判開始時に、原告及び被告の双方に、その公平性を保つために忌避権を与える。」

【日本製薬工業協会】

（「民事訴訟法改正要綱中間試案について」平成14年8月2日より）（専門委員制度案に対する意見として）

「第3 専門訴訟への対応の強化 - 1 専門委員」

「* 裁判所における調査官制度との併存、かつ、それを補足強化する位置付けでの専門委員制度の導入については、基本的には賛成。

1) 専門委員の権限の範囲とともに、調査官と専門委員の役割と義務を明確にすることが必要であると思われる。

例えば、

・ 常勤と非常勤の違いのみで、業務内容が一緒である場合、または調査官と専門委員が同一案件を担当する場合、または専門委員が調査官の補佐として、即ち、調査官が対応できない専門分野のみを担当した場合等いろいろな状況が想定されるが、責任範囲と権限等が明確に示されていないため、両者間で意見の食い違いが生じた場合にはいずれの意見が優先されるのか等の疑問が生じる。

2) 上記いずれにおいても専門委員のみ中立性・公平性（手続きの透明化等）を課されても、調査官が現在のままでは、果たして全体として中立性・公平性が保証されたとは言いがたいと考える。

民事訴訟法と裁判所法との整合性も配慮いただきたい。」

【日本弁護士連合会】

（知的財産訴訟検討会 資料3-1 平成14年12月24日より）

知的財産訴訟における専門員制度への要望

・ 両当事者が高度の専門的知見を有する知的財産権事件については、調査官制度の透明性を高め、さらには明確なルールの下に専門的知見を有する者が現在の調査官より大きな役割が果たせるような制度を志向すべきである。

【日本弁理士会】

(知的財産訴訟検討会 資料2 平成14年12月24日より)

(1) 裁判所調査官について

1) 先ず，裁判所調査官の事件への関与の実態の透明化が図られるべきである。

訴訟当事者にとって，裁判所調査官は，裁判所法第57条第2項に規定された者以上でなく，各事件へ関与の実態は見えない。即ち，裁判所調査官は，裁判官の判断に要される調査及び参考意見の具申を行う補助機関であって，裁判所調査官の意見が証拠資料になることはないという認識に止まる。

2) 裁判所調査官の果たす役割を，少なくとも，裁判官による特許等が無効か否かの判断には，専門的立場から十分に関与できるように拡大し，そのことを明らかにすべきである。

(2) 専門委員について

1) 専門委員の活用

改正民事訴訟法により導入される予定の「専門委員」を，知的財産訴訟の特殊性に鑑み，その知見が一層活用される制度を構築すべきである。

全件関与：知的財産権事件は専門性が高いため，民訴法の例外として，原則として全ての事件に専門委員をつけることが必要である。専門委員を関与させることについての当事者の同意は不要とすべきである。知的財産権事件は専門性が高く，全件に専門委員をつけることにより裁判の評価が高まる。一見簡単に見える発明であっても，明細書の正確な解釈のためには専門的な技術的バックボーンが必要とされる。

証拠調べ・和解への原則関与：知的財産権事件においては，論点及び証拠の整理に加えて，証拠調べ期日及び和解を試みる際に，原則として専門委員を立ち合わせる事，専門委員の証人，当事者本人又は鑑定人に対する発問を原則として許可するようにすべきである。専門委員の知識は，証拠調べ及び和解においても発揮されるべきであり，また専門委員の発問が認められることにより審理の公正が担保される。

2) 専門委員の身分

「非常勤の裁判所職員」としての身分が好ましい。

事件ごとに適した専門委員を関与させるためには，広く適任者を募る必要がある。

弁理士を含む専門家が通常業務を継続しつつ職務を行うためには，「非常勤の裁判所職員」という身分が望まれる。

【松尾和子弁護士】

(知的財産戦略会議資料7-2平成14年4月10日付より)

「2. 裁判所の人的基盤の拡充(技術専門員並びに裁判官補助者)

(1) 技術専門員・・・裁判所の合議体の構成員とする

技術専門員は、単なる各裁判官の技術的補助者ではなく、技術的知識、経験を要する事案の審理について裁判所の合議体に参加する制度として採用し、事件当事者と意見交換ができる透明公正な制度とする。供給源は、特許庁、研究所、企業、弁理士、弁護士から広く求める。技術専門員の職務は、裁判官と同じものとするが、その技術的見解を当事者に表明する方法、鑑定手続きとの関係になどについては、前述の知的財産関係専門委員会において十分検討する必要がある。

(2) 裁判官補助者

(ア) 現在の「調査官制度」より簡便な補助者に

現在の調査官制度は、特に地方裁判所レベルにおいては、その職責及び裁判官との関係が不透明であり、調査官の技術的見解の内容、裁判官に対する影響の度合い、範囲などが訴訟当事者にはブラックボックスである。これを廃止し、裁判官の手足として技術的知識を有する者からなる裁判官補助者制度を設ける。また、知的財産訴訟の国際性により、裁判所は同種権利の他の国における法並びに裁判例の調査・研究を行う必要性が増大している。よって法律補助者も必要である。

(イ) 供給源

裁判官補助者の供給源は、大学や研究機関に幅広く求めることとし、裁判官補助者は、司法試験、弁理士試験等において考慮する方策をとるなど対策を考え、補助者職を魅力ある制度に仕立てる必要がある。

(ウ) アメリカの例

ちなみに、アメリカのCAFCにおいて、裁判官は各自1名の秘書のほか、3名のロー・クラークを持ち、ロー・クラークは技術のバックグラウンドをもった弁護士資格のある若い法律家で、任期は通常2年である。CAFCの裁判官は、現役11名、シニア裁判官4名。技術的素養のある裁判官は、このうち4名に過ぎない。裁判官は、一般に、技術的知識の補完は訴訟代理人の責任であると認識している。」